

藤沢市市営住宅条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部  
改正について

藤沢市市営住宅条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のよう  
に改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部  
を改正する条例

（藤沢市市営住宅条例の一部改正）

第1条 藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改  
正する。

第7条第4項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、  
「において」の次に「これらの規定を」を加える。

（藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第2条 藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成4年藤沢市条例第4号）の一  
部を次のように改正する。

第2条第1項第2号カ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加  
える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。